

静岡県金属くず営業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月23日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第41号

静岡県金属くず営業条例の一部を改正する条例

静岡県金属くず営業条例（昭和32年静岡県条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(確認及び申告)</p> <p>第11条 金属くず商は、金属くずを<u>買受け</u>、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、相手方の身元を知りつしていないときは、<u>その者から身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等身分を証する資料の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確めるに足りるものに問い合わせる方法により、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。</u></p> <p>2 金属くず商は、当該金属くずについて不正品の疑いがある場合においては、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。</p>	<p>(確認及び申告)</p> <p>第11条 金属くず商は、金属くずを<u>買い受け</u>、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、相手方の身元を知りつしていないときは、<u>公安委員会規則で定める方法により、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。</u></p> <p>2 金属くず商は、当該金属くずについて不正品の<u>疑い</u>がある場合においては、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。